

2 法令の背景およびサイト（事業場）の設立に関する法規制

◇食品工場経営と環境基本法との関係

Q

私は食品製造会社の工場経営に携わっています。工場を操業するためには数々の環境関連法規制があり、監督官庁に多くの届出書を提出しています。しかし、環境基本法に関する届出はありません。工場経営と環境基本法とは、どのような関係があるのでしょうか。

A

環境基本法は国および地方公共団体、事業者、国民に環境保全に対する責務を明らかにするとともに、環境基準を設定し、これを守り、向上させるための方策を規定したものです。その他の環境関連法令はこの法律をもとに策定されています。環境基本法には、具体的に事業活動を規制する条項や罰則もありませんが、環境保全に関する基本理念について述べていますので、常に念頭に置かなければなりません。

解説

環境基本法は公害防止のみを目的として制定されたものではありません。環境問題を地球規模で捉え、それを維持・向上させようというものです。規制対象は国際的な動向も視野に入れ公害防止、自然環境の保全、動植物の種の保護等について国としての取組み姿勢を規定したものです。守るべき責務も国、地方公共団体、事業者、国民に対しそれぞれ求めています。

1 環境基本法の概要

(1) 環境基本法の沿革

高度経済成長政策が指向された昭和42年、諸工業や交通機関の発展に伴い全国的に公害による被害が多発するようになりました。このような状況下、公害に対する国や地方公共団体、事業者の責務を明らかにし、国民をその被害から守るために公害対策基本法が制定されました。これを契機として大気汚染防止法、水質汚濁防止法（土壤汚染対策を含みます。）、騒音規制法、振動規制法、工業用水法、悪臭防止法が制定され、これらの環境基準や規制基準が制定されるなど典型7公害の規制が強化されました。

た。

公害防止行政を行うなかで、これだけでは国民の健康の保護と生活環境の保全は到底達成されるものではありません。その後行われた国際会議でも開発による自然環境の破壊、動植物種の絶滅、地球温暖化、オゾン層破壊等の諸問題が討議されました。このような動向から、環境保全を単に公害問題として捉えるのではなく、国際的、地球規模の問題として考える必要があるという視点に立って、平成5年、環境基本法が制定されました。

(2) 環境基本法の内容

ア 「第1章 総則」

総則では、この法律を定め、適切に運用することによって、現在および将来の国民の健康で文化的な生活を確保し、人類の福祉に貢献することを目的とすることを述べています。

この目的を達成するためには、環境への負担の少ない持続的発展が可能な社会を構築することが必要であり、国際的強調による地球環境の保全のために国、地方公共団体、事業者ならびに国民の責務を自覚することが求められています。

イ 「第2章 環境の保全に関する基本的施策」

施策の策定等にかかる指針に基づき行われる、政府、環境大臣の定める基本的な計画をもとに、国、地方公共団体が行う施策については以下のとおりです。

- ① 「第1節 施策の策定等に係る指針」
- ② 「第2節 環境基本計画」
- ③ 「第3節 環境基準」
- ④ 「第4節 特定地域における公害の防止」

公害防止計画の作成、公害防止計画の達成の推進

- ⑤ 「第5節 国が講ずる環境の保全のための施策等」

国の施策の策定に当たっての配慮、環境影響評価の推進、環境の保全上の支障を防止するための規制、環境の保全上の支障を防止するための経済的措置、環境の保全に関する施設の整備とその他の事業の推進、環境の負荷の低減に資する製品等の利用の推進、環境の保全に関する教育・学習等、民間団体等の自発的な活動を促進するための措置、情報の提供、調査の実施、監視等の体制の整備、科学技術の振興、公害にかかる紛争の処理および被害の救済

- ⑥ 「第6節 地球環境保全等に関する国際協力等」

地球環境保全等に関する国際協力等、監視、観測等にかかる国際的な連携の確保

等、地方公共団体または民間団体等による活動を促進するための措置、国際協力の実施等に当たっての配慮

⑦ 「第7節 地方公共団体の施策」

⑧ 「第8節 費用負担等」

原因者負担、受益者負担、地方公共団体に対する財政措置等、国および地方公共団体の協力、事務の区分

ウ 「第3章 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関等」

環境を保全するために設けられる審議会および公害対策会議の機関について定められています。

① 「第1節 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関等」

中央環境審議会、都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関、市町村の環境に関する審議会その他の合議制の機関

② 「第2節 公害対策会議」

設置および所掌事務、組織等

2 事業者の責務

環境基本法における事業者の責務については、8条（事業者の責務）に規定されています。ここにおいて強調されているのは環境基本法1条、3条、4条、5条に繰り返し述べられている基本理念の順守です。事業者は、現在および将来、国民が健康で文化的な生活が確保できるような環境を維持し発展させ、これを継承することを、常に念頭において事業活動を行わなければなりません。具体的には、次のとおりです。

① ばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するように適正な措置を講ずること

② 物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動にかかる製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること

③ 物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動にかかる製品その他の物が使用されまたは廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めること

④ 事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに国または地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力すること

◇食品製造に関する容器包装リサイクル法制定の背景と必要性

Q

私は農村でしょうゆを製造している者ですが、ペットボトルとガラス瓶を使用しています。容器包装廃棄物の一般廃棄物に占める割合は、容積比で約60%、重量比で20%から30%に達しているといわれており、容器包装から新しい資源循環型社会をつくるともいわれていますが、法制度の背景と必要性、定義付けについて教えてください。

A

食品の製造販売は種類も多く、容器の回収利用の用途もさまざまです。大量生産、大量消費のこれまでの経済社会では、大量の廃棄物が発生し、近年最終処分場のひっ迫や、資源の将来的な枯渇も懸念されています。容器包装リサイクル法は新しいリサイクルシステムを構築しようという趣旨で生まれました。法律では、消費者による「分別排出」と市町村による「分別収集」、そして事業者による「リサイクル(再商品化)」について、さまざまな規定を設けています。

解説

法律の基本的なあらましを述べると、基本的には消費者、市町村、事業者の適切な役割分担が必要です。

1 消費者の分別排出の責務

廃棄物として容器や包装ごみが収集された後に、リサイクルがしやすいように、市町村の定めた収集ルールに従って、容器包装の種類ごとに分別して排出するよう努めることです。ここでリサイクル(再商品化)とは、原材料や製品としてそのまま使用する者に、有償または無償で譲渡し得る状態にすることです(容器リサイクル2⑧)。

事業者が自ら製品の原材料として利用したり、製品としてそのまま使用することも含まれます。例えば、ガラスの空瓶は破碎して、異物を除去し、洗浄して「カレット」というガラス容器等の原料にする行為が再商品化に該当します。清涼飲料、アル

コール飲料およびショウジョウ用ペットボトルでは、破碎して、異物を除去し、洗浄して「フレークまたはペレット」という繊維等の原料にする行為が再商品化に該当します。また、紙製容器についてはマテリアルリサイクルが困難な場合等には、固体燃料化することも認められています。商品を購入する場合にも、リターナブル容器を使ったものや過剰包装をしていないもの、またリサイクルされた商品を選択することにより、容器包装ごみの排出の抑制に努めるとともに、リサイクルの推進に積極的に協力することが求められます。

2 市町村の分別収集の責務

市町村は、地域の容器包装廃棄物を分別収集する責務を負っています（容器リサイクル6）。分別収集とは、容器包装廃棄物を種類ごとに収集することの他に、必要に応じて選別や圧縮してリサイクルしやすい状態にする行為を含んでいます。また、リサイクルしやすい状態にした容器包装廃棄物（特定分別基準適合物）がリサイクル（再商品化）^(注)の義務を負う事業者から依託を受けた（日本容器包装リサイクル協会）によって引き取られるまでの間、定められた施設で保管しておくことも市町村の責務です。さらに、分別収集計画を策定したり、分別収集に必要な措置を講ずるよう努めることも市町村の責務として容器包装リサイクル法で定められています（容器リサイクル8）。

（注） 上記の（日本容器包装リサイクル協会）は指定法人となり、事業者が委託されて再商品化を進めています。

3 事業者の再商品化義務

容器包装リサイクル法は、平成7年6月に制定されましたが、平成9年度より、大企業に対しガラスビン、ペットボトルについて再商品化（リサイクル）義務を課しました。さらに、平成12年度からは、一部の小規模企業者を除くすべての特定事業者に対し再商品化義務を課し、対象とする容器包装も上記のものに紙製の容器包装、プラスチック製の容器包装が新たに加えられました。この体制整備により効果的なりサイクルシステムの運営が可能になると思われます。

事業者は、使用する容器包装によって次のように分けられています。

- ① 特定容器利用事業者 特定容器を利用する者
- ② 特定容器製造等事業者 特定容器を製造等する者
- ③ 特定包装利用事業者 特定包装を利用する者

容器包装リサイクル法では、容器を用いた商品を販売（輸入を含みます。）したり、また容器を製造したり、包装を用いた商品を販売（輸入を含みます。）したりする事業者に対して「再商品化義務」を課しています（容器リサイクル11～13）。再商品化義務とは消費者が分別排出し、市町村が分別収集した容器包装廃棄物を事業者が自ら引き取り、その事業者の販売額等に応じてリサイクルしなければならない義務で、事業者は法律で定められた「再商品化義務量」を毎年度必ず再商品化しなければなりません。この再商品化義務は財日本容器包装リサイクル協会に委託することにより履行することもできます。最近、上記協会に委託せずに、一部中国に輸出する例もあります。

容器包装リサイクル法では、この再商品化義務を負うことになる事業者を「特定事業者」と称しています。なお、小規模事業者は法律の適用が除外されています。「再商品化義務量」の算出については、容器包装をどのように扱っているかによってその方法が異なります。

4 特定包装利用事業者

特定容器利用事業において特定包装を用いる事業者をいいます（包装された商品の輸入業者も含まれます。）（容器リサイクル2⑪）。

例えば、商品を包装紙で包んで販売する小売り・デパート等が該当します。なお、容器が付された商品を輸入して販売している場合には、特定容器等利用業者とともに特定容器包装等事業者としての義務を負うことになります。

5 容器包装リサイクル法の対象となる容器包装

基本的には、すべての容器包装が分別収集の対象となります。ここでいう「容器」とは、商品を入れる「もの」ことで、金属缶、ガラス瓶、ペットボトル、紙製容器、プラスチック製容器等で発泡スチロール製トレー、袋も容器の中に含まれます。また「包装」とは、商品を包む「もの」ことで、包装紙やラップ等です。特定事業者が再商品化義務を負う容器包装であるか否かは、次のことで判断できます。

(1) 適用範囲であるかどうか

① 一般廃棄物となるもの

② 一般消費者向けに販売され、かつ、市町村により分別収集されているもの（事業活動に伴って消費された商品に用いられた特定容器・包装の分は対象外）

（例）業務用として販売されており、一般消費者が購入することがない場合や事業

者（飲食店等）に納入されている場合

③ 輸出用の商品に用いられている容器包装は対象外

(2) 容器包装に該当するか否か

① 運搬するための容器等で商品の容器包装でない場合は対象外

（例）宅配便の容器

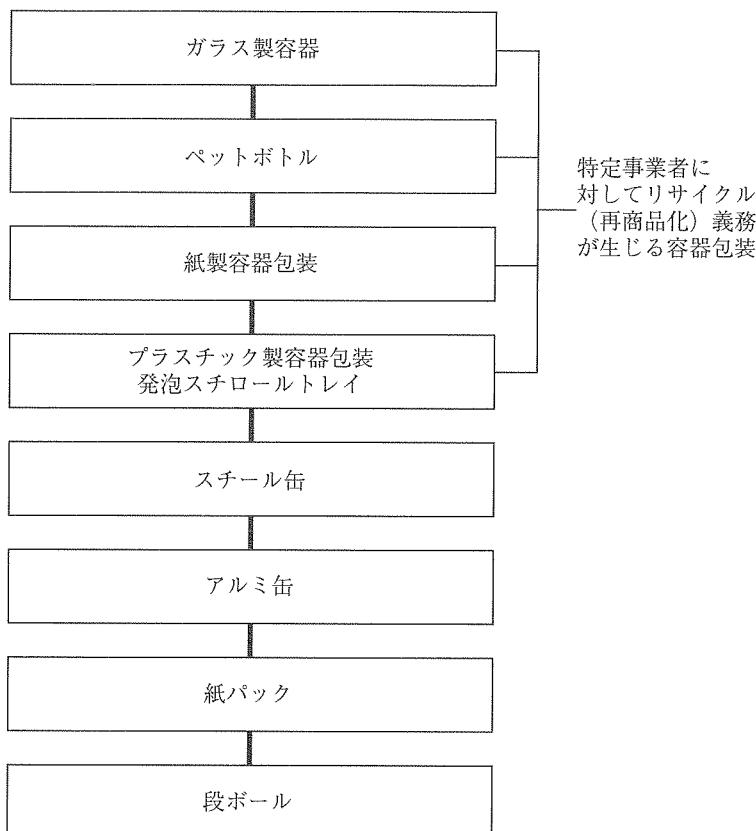
② 中身の商品と分離して不要とならないものは対象外

（例）カメラのケース

③ 社会通念上、容器包装であるとおおむね判断可能なものは対象

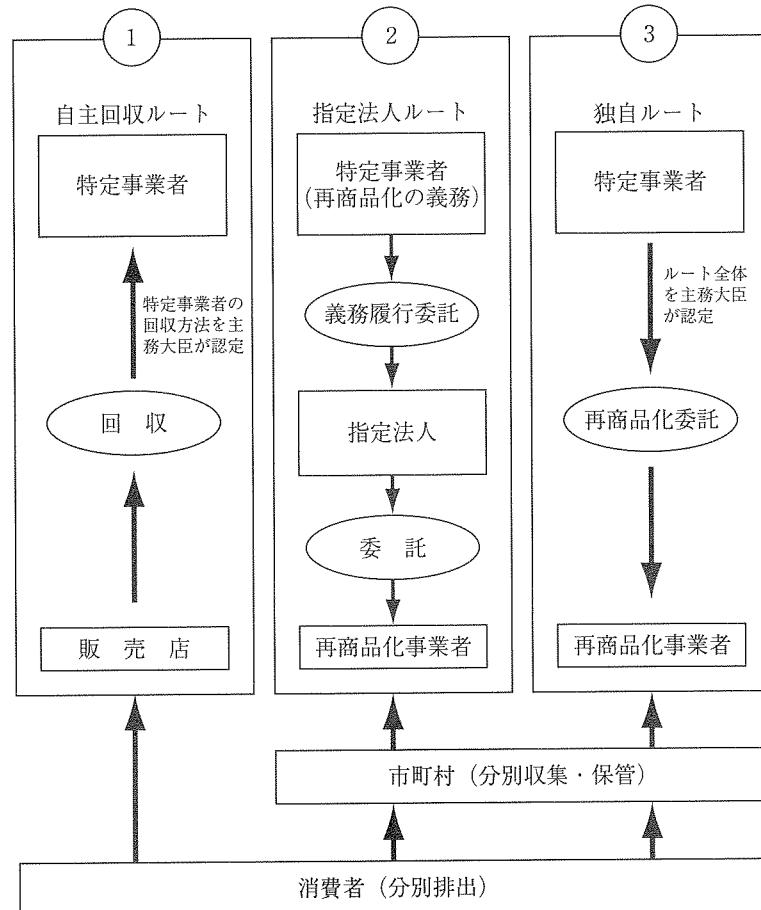
（例）ペットボトルのキャップ、缶詰のタブ、プリンのふた等は対象

＜図1 分別収集の対象となる容器包装＞



<図2 リサイクル（再商品化）三つのルート>

食品環境手引二



(資料：「容器包装リサイクル法 活かそう「資源」に。」経済産業省)

実務アドバイス

「今後の容器包装リサイクル制度の在り方について（意見具申）平成18年2月22日中央環境審議会（7）に再商品化にかかる実務的な課題が述べられていますので参考にしてください。